

柔道整復師の施術を受けられる方へ

接骨院や整骨院で柔道整復師の施術を受ける場合、国民健康保険の対象とならない場合もありますので、以下の注意事項を参考にいただき、国民健康保険の適切な利用の御協力をお願いいたします。

国民健康保険が使える場合



○ 急性又は亜急性の外傷性の打撲・ねんざ・挫傷（肉離れを含む。）

○ 骨折・脱臼の応急処置

応急処置後に施術を受ける場合や、応急処置以外で骨折・脱臼の施術を受ける場合は、あらかじめ医師の同意が必要です。

○ 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき



国民健康保険が使えない場合（全額自己負担）

✗ 疲労性、慢性的な要因からくる肩こり・筋肉疲労

日常生活による疲れ・肩こり・腰痛

スポーツなどによる筋肉疲労

神経痛・リウマチ・五十肩・慢性関節炎などからくる痛み、こり

✗ 労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷

✗ 保険医療機関や他の施術所で治療中のもの

病院、診療所、他の施術所において同じ負傷で治療中のものは、施術を受けても国民健康保険の対象になりません。

✗ 慢性病や症状の改善のみられない長期の施術

内科的な要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。



柔道整復師の施術を受けるときの 注意事項



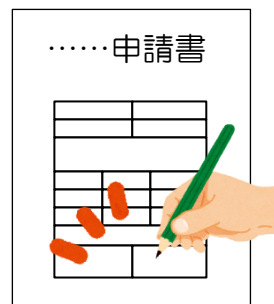
負傷原因を正確に伝えてください

外傷性の負傷でない場合、負傷原因が労働災害に該当する場合または通勤途上におきた負傷の場合は、国民健康保険は使えません。施術を受ける際には、いつ・どこで・何をして・どんな症状があるのか、負傷原因をきちんと伝えましょう。



療養費支給申請書の内容をよく確認してください

国民健康保険を使う場合は、「柔道整復施術療養費支給申請書」に世帯主の署名又は捺印が必要です。傷病名や施術内容、一部負担金の額などが記載されていますので、内容に誤りがないか確認してください。



領収書をもらいましょう

領収書を必ずもらって保管しておき、医療費通知で金額・日数の確認をしてください。



施術内容を照会させていただく場合があります

国民健康保険を使って施術を受けた方に、負傷原因や施術期間などを文書にて照会させていただく場合があります。これは、柔道整復師からの請求内容と実際の施術内容が相違ないかを確認するために行っております。

お手数をおかけしますが、御協力をお願い申し上げます。

